イオン健康保険組合

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金の免除の期間延長について

平成30年7月豪雨で被災された方々の保険医療機関での一部負担金の取扱いについては、被害の甚大な状況に鑑み、一部負担金等の徴収免除を令和元年6月末迄実施しております。この度、厚生労働省保険局の要請に基づき一部負担金の免除を令和元年12月末まで延長致します。一部負担金の免除の対象者の要件については下記を参照願います。

【記】

- 1. 令和元年7月以降、免除の対象となる方。
 - 1) 平成30年7月5日に下記の災害救助法適用市町村に住所を有していたイオン健康保険組合の被保険者又は被扶養者(災害発生時以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。)

	免除対象となる災害救助法適用市町村(平成30年7月5日時点の居住が条件)
岡山県	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、新見市
広島県	安芸郡坂町
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、八幡浜市、西予市、松野町、鬼北町

- 2) 平成30年7月豪雨災害を原因として、次のいずれかに該当する方
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯に属している方
- 2. 取扱いの期間(延長後)

診療、調剤及び訪問看護分の一部負担金等について、令和元年12月末まで免除いたします。

3. 免除証明書について

延長後の一部負担金免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金の支払いを免除いたします。 令和元年6月30日までの免除証明書をお持ちの方で7月以降免除の対象となる方には、7月1日以降 イオン健保より順次該当者に延長後の免除証明書を送付いたします。

なおイオン健康保険組合に新たに加入された方で、上記「免除の対象者となる方」に該当し、免除を 希望される場合は、免除申請書の申請が必要となります。

【問合せ先】イオン健康保険組合 Tm043-212-6048 までお願い致します。